

吸収合併に係る事後開示事項

株式会社イード

マイケル株式会社

2025年7月1日

各位

東京都中野区本町一丁目3番2号
株式会社イード
代表取締役 宮川 洋

東京都中野区本町一丁目3番2号
マイケル株式会社
代表取締役 姜 圭司

吸収合併に係る事後開示事項

株式会社イード（以下、「イード」という）とマイケル株式会社（以下、「マイケル」という）は、2025年4月22日付で締結した合併契約書（以下、「本合併契約」という）に基づき、2025年7月1日を効力発生日として、イードを吸収合併存続会社、マイケルを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」という）を行いました。

なお、本合併は完全親子会社間での無対価合併につき、イードにおいては会社法第796条第2項に定める簡易合併、マイケルにおいては会社法第784条第1項に定める略式合併となります。

1. 本合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）
2025年7月1日
2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第200条第2号）
 - (1) 株主の差止請求手続の経過（会社法第784条の2）
イードの完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第785条）
イードの完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。
 - (3) 新株予約権買取請求手続の経過（会社法第787条）
マイケルは新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
 - (4) 債権者の異議手続の経過（会社法第789条）
会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2025年5月12日付で債権者に対する官報及び日刊工業新聞による公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。
3. イードにおける法定手続の経過に関する事項（会社法施行規則第200条第3号）
 - (1) 株主の差止請求手続の経過（会社法第796条の2）
本合併は、会社法第796条第2項の規定による簡易合併の要件を満たしてい

るため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第 797 条）

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定による簡易合併の要件を満たしているため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議手続の経過（会社法第 799 条）

イードは、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 5 月 12 日付で債権者に対する官報及び電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併によりイードがマイケルから承継した重要な権利義務に関する事項
（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

イードは、本合併の効力発生日をもって、マイケルの資産・負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定によりマイケルが備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項

本紙及び別添のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2025 年 7 月 1 日以降速やかに登記を行う予定です。

7. その他本合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上

合併契約書

株式会社イード（以下「甲」という）およびマイケル株式会社（以下「乙」という）は、両社の合併に関して次のとおり契約を締結する。

第1条（合併の方法）

- 甲および乙は合併し、甲は存続し乙は解散する。
- 甲は合併により乙が営む全ての事業を包括的に承継し、合併後も引き続き運営していく方針であることを確認する。

第2条（合併の効力発生日）

合併の効力発生日は、2025年7月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第3条（合併に際して発行する株式および合併交付金）

甲は、合併に際して新株を発行しない。また合併交付金の支払いをしない。

第4条（増加すべき資本金及び準備金）

甲が合併により増加すべき資本金、資本準備金は、ないものとする。

第5条（定款の変更）

甲および乙は、本合併に際して甲定款の目的の一部の変更は要しないことを確認する。

第6条（合併承認の機関決定）

- 甲が乙の全株式を所有していることから、本合併は甲において簡易合併に該当し、乙において略式合併に該当し、甲乙ともに株主総会における決議を要しないことを確認する。
- 甲は、2025年4月22日に取締役会を開催し、本契約書の承認および合併に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえこれを変更することができる。
- 乙は、2025年4月22日までに、代表取締役による合併契約の承認を行う。

第7条（会社財産の引継ぎ）

- 乙は、直近の期末である2024年6月30日付貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに合併の効力発生日前までの増減を加除した一切の資産、負債および権利義務を合併の効力発生日において甲に引き継ぐ。

- 乙は、直近の期末である2024年6月30日の翌日から合併の効力発生日前日に至るまでの資産、負債その他権利義務の変動について、別途計算書を作成のうえ、その内容を甲に明示する。

第8条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結後合併の効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行および財産の管理、運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行う。

第9条（従業員の承継）

- 甲は、合併の効力発生日において、乙の全従業員2名を同様の雇用形態および給与金額にて引き継ぐものとし、勤続年数については乙における年数を通算する。
- 本条に定める他、従業員に関する取り扱いの細目については、別途甲乙が協議して決定する。

第10条（合併条件の変更および合併契約の解除）

本契約締結の日から合併効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、合併条件を変更しまたは本契約を解除することができる。

第11条（合併の効力）

本契約は、法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第12条（未規定事項）

本契約書の記載事項に疑義が生じた場合および本契約書に規定されていない事項については、甲および乙は誠意をもって協議のうえその取扱いを決定する。

以上、本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

2025年4月22日

甲 東京都中野区本町一丁目32番2号
株式会社イード
代表取締役 宮川 洋

乙 東京都中野区本町一丁目32番2号
マイケル株式会社
代表取締役 姜 圭司